

● 編集後記 ●

2020年春号（117号）をお届けします。

◇ 新型コロナウイルスに感染した患者様、また多くの影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げ、一刻も早い事態の沈静化をお祈り申し上げます。

◇ 本年4月1日に、債権法の改正と相続法の改正（配偶者居住権等の関係部分）が施行されました。

債権法については、明治29年（1896年）の民法制定後、約120年間ほとんど改正されていませんでしたが、契約に関する規定を中心にして、社会・経済の変化への対応を図るための見直しと、裁判例の蓄積等により実務で通用しているルールが明確となりました。

また、相続法については、高齢化が進展し、相続発生時における配偶者の年齢も相対的に高齢化している中で、その保護の必要性から、昭和55年（1980年）以来の実質的な大きな見直しとなりました。

本号では、「改正民法（債権法）と不動産売買」を座談会、「相続法改正と不動産取引—配偶者の居住に関する権利を中心に—」を対談で取り上げ、掲載しています。これら改正は、不動産売買や賃貸借等の不動産取引にも大きな影響を及ぼすものであり、宅建業者、消費者等の方々の、ご参考となれば幸いです。

◇ 論考では、「土地所有権の放棄制度について」、「履行の着手」を掲載しました。

「土地所有権の放棄制度について」は、法務省の法制審議会の部会で検討が進められている土地所有権の放棄制度について、具体的な制度提案を行ったものです。

また、「履行の着手」は、契約内容における履行行為等の重要性や、履行期と履行行為が行われた時期等との関係性が重要となることから、裁判所が「履行の着手」と判断した行為だけではなく、取引経過についても記載

しております。

「土地所有権の放棄」や「履行の着手」を考えるに当たって、これらもご参考となれば幸いです。

（三輪）

令和2年5月14日 印刷
令和2年5月22日 発行

発行 一般財団法人
不動産適正取引推進機構
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21
(第33森ビル3F)
TEL 03(3435)8111(代)
HP <http://www.retio.or.jp>

発行人 佐々木 一成
編集責任者 藤川 眞行
印刷 (株)加藤文明社

*本誌の無断転載を禁じます。
本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さい。